

滋賀県消費生活審議会委員を募集します

消費者の代表として、消費生活に関する事項を調査審議していただく「滋賀県消費生活審議会」の委員を次のとおり募集します。



◆応募資格

- 県内に在住または通勤・通学されている満18歳以上の方（年齢は令和6年8月1日現在）
- ただし、国・地方公共団体の議員、常勤の公務員および県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方は応募できません。また、過去に滋賀県消費生活審議会委員であった方も応募できません。

◆募集人数

- 2人以内。応募された方の中から、提出された意見等を基に総合的に考慮して決定します。
なお、選考の結果は、御本人にお知らせします。

◆委員の仕事

- 年2～4回程度の会議に出席して、県民の消費生活の安定や向上を図るため、消費者施策について学識経験者等の委員とともに意見を述べていただきます。

- 審議会は、この公募により選ばれた委員と学識経験者などの委員(計15名以内)で構成されます。
- 委員には、会議に出席することにより知ることとなった秘密を漏らしてはならない義務が課せられます。
- 会議への出席者には、報酬および交通費をお支払いします。

◆委員の任期

- 令和6年8月1日 から 令和8年7月31日 までの 2年間 です。

◆応募方法

- 次の(1)応募書に必要事項を記入の上、(2)の意見書を添えて応募してください。(郵送、Eメールまたは直接お届けください。※FAXでは受付しておりません。)
- 応募書は、県ホームページからダウンロードもできます。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/336415.html>

応募
書類

- (1)滋賀県消費生活審議会委員応募書(裏面のとおりに)
- (2)テーマ「私が大事だと思う消費者問題について」を1,000字程度にまとめた意見書
(様式は問いません。原稿用紙や便せんなどでも結構です。)
※応募書類はお返ししません。御了承ください。
応募書類は滋賀県消費生活審議会委員選考の目的以外には使用しません。



◆応募締め切り

令和6年5月31日(金)17時(必着)です

◆応募先(お問い合わせ)

〒520-8577(郵便番号のみで、住所の記載は不要です)

滋賀県 総合企画部 県民活動生活課 消費生活・安全なまちづくり係

TEL:077-528-3412 Eメール:shohi@pref.shiga.lg.jp

